

トライアル・サウンディング実施要領（対象施設：旧盛岡市立繫小学校等）

トライアル・サウンディングとは、民間事業者に検討対象となる公共施設を暫定的に使用し、民間事業者の提案事業を試験的に実施する機会を提供するものです。

1 目的

地域住民や利用者のニーズを的確にとらえるとともに、施設の利便性をより高め、施設の機能を最大限に発揮できるよう、サウンディング型市場調査などを通じ、事業者の意見を聴くなどしながら、地域住民と民間事業者と行政の三者にとって効果の高い手法の検討を進めております。今後は、民間事業者の持つ優れたアイデア・ノウハウの活用とスピード感への対応をより強化するため、実際に公共施設を暫定利用してもらいながら、市場性や使い勝手を把握する機会として実施するものです。

2 実施方針

- (1) 対象施設等における様々な利活用の可能性や潜在的な需要、提案の市場性等を把握するための試験的な事業（以下、「試験事業」という。）を行うこととします。
- (2) 対象施設等における提案の自由度を広げるため、既存のイメージに捉われない、柔軟、かつ独自性に富んだ試験事業の提案を求めることとします。
- (3) 使用期間中における一時的な営利のみを目的とせず、対象施設等における民間活力の導入（官民連携事業）に繋がる試験事業の提案を求めることとします。

3 期待される効果

(1) 民間事業者の利点

- ア 事前に市の意向や、対象施設の使用における留意事項や課題などの情報を把握でき、今後の対象施設における官民連携事業への参加の判断材料が得られます。
- イ 民間事業者による提案が、対象施設におけるニーズにマッチングしているかを確認できます。
- ウ トライアル・サウンディングを通じて、民間事業者の考えを今後の官民連携事業に反映させることができます。

(2) 盛岡市の利点

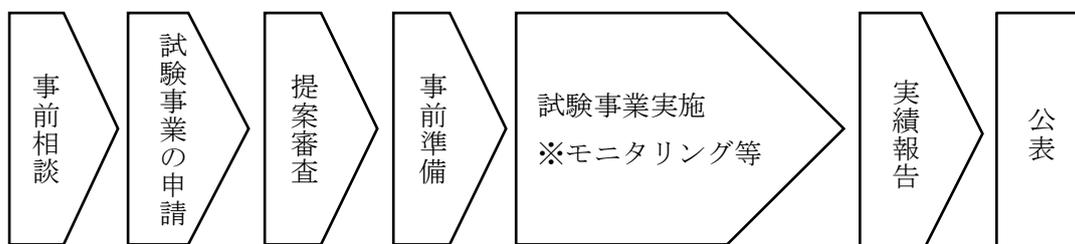
- ア 早い段階で各種事業の市場性を確認することで、幅広い検討が可能になります。
- イ 対象施設におけるニーズや課題点などを踏まえた公募条件の検討ができます。
- ウ 民間事業者の意見を参考に、民間事業者が参加しやすい公募条件の検討ができます。
- エ 民間活力による効果を、地域住民等にも実感してもらおうことができるとともに、今後の官民連携事業を盛り上げる気運を醸成できます。

4 対象施設等

旧盛岡市立繫小学校等

詳細は別紙（施設概要）のとおり

5 全体の流れ



6 スケジュール（予定）

内 容	日 程
事前相談	試験事業の申請期間
試験事業の申請	令和5年5月24日から当面の間 ※締め切る際は市HPでお知らせします。
提案審査及び使用者の決定	提案の状況により随時実施
試験事業実施に向けた事前準備等	試験事業実施1～3週間前ほど
試験事業の実施	令和5年6月20日から当面の間 ※締め切る際は市HPでお知らせします。
試験事業の報告	事業終了後1か月以内

7 提案要件

(1) 提案内容

試験事業の提案内容は、以下の事項を順守するものとします。

- ア 地域のにぎわいや観光資源（温泉など）の活性化に寄与する事業であること。
- イ 対象施設における民間活力の導入につながるものであること。
- ウ 確実に実施できる内容であること。
- エ 対象施設利用者（市民、観光客等）の安全に配慮するとともに、利便性、サービスの向上が見込まれる内容であること。
- オ 試験事業の実施に当たって、市の財政負担を前提としないこと。

(2) 提案の対象外

次に掲げるものは試験事業の提案の対象外とします。

- ア 政治的活動又は宗教的活動。
- イ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等。
- ウ 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為。

エ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動。

オ 公序良俗に反し、又は反社会的な破壊の恐れがある活動。

カ その他、市が対象施設で実施する内容として不適切と判断する行為。

(3) 使用期間等

試験事業の実施期間や日数については事前相談をしてください。

なお、トライアル・サウンディングは、対象施設等における様々な利活用の可能性や市場性等を把握するために、試験的に実施をするという趣旨から、実施期間は1か月を超えない程度とし、実施回数は1回～数回を原則とします。

(4) 試験事業に係る経費について

応募、利用（光熱水費等）、撤収（原状回復費用含む）、報告等に係る一切の経費は、事業者が負担する。

なお、盛岡市財務規則に定める土地・建物の使用料は別途協議します。

(5) リスク分担

次に関するリスクについては、事業者が責任を持って対処するものとします。必要に応じて保険加入をしてください。（保険料は事業者負担）

ア 事業内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等の使用に伴い発生する権利侵害に関するもの。

イ 事業実施における関係法令及び法令適合等に関するもの。

ウ 事業者による事業に起因する有害物質の排出・漏洩等に関するもの。

エ 事業者による事業に起因する周辺住民への環境被害（騒音、振動、臭気、景観、交通渋滞等）に関するもの。

オ 事業者による事業に起因する第三者への損害に関するもの。

カ 地域からの苦情等のトラブルに関するもの。

キ 利用中における、地震、火災、風水害、その他の市の責に帰すことができない事由によって事業者が被った被害に関するもの。

ク 借主は、その責に帰する事由により、契約物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、貸主の指示により契約物件を原状に回復したときは、この限りでない。

コ 借主は、この契約に定める義務を履行しないために、貸主に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、貸主に支払わなければならない。ただし、貸主が借主に対して求償しないときは、この限りでない。

(6) 原状回復について

対象施設について、現状で利用し終了時には現状に回復すること。

8 応募資格

使用希望者は、本実施要領に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ、応募内容を実行する意思と能力を有する民間企業、NPO法人、個人事業主又は任意団体等とします。

また、次のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を有しないものとします。

なお、応募以降、審査終了までに次の項目に該当した場合は、応募資格を失うものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更正手続開始の申し立てを含む。）がなされている者。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者。
- (4) 盛岡市暴力団排除条例（平成 27 年条例第 9 号）第 9 条第 1 項の「暴力団員等」の規定に該当するもの

9 申請方法

(1) 事前相談

トライアル・サウンディングの申込みに当たっては、事前相談を必須とします。事前相談は、資産経営課と日程調整した上で実施します。また、提案書類作成のために対象施設内の各施設の現地調査を希望する場合は、必ず事前相談でその旨を申し出てください。さらに、提案書類作成のために必要な情報を市に求める場合は、必ず事前相談でその旨を申し出てください。後日、資産経営課から情報提供の可否を連絡します。

(2) 提案書類

応募事業者（以下、「使用希望者」という。）は、対象施設において実施したい試験事業の内容について、市が指定する様式に基づき提案書類を作成し、当該書類を市に提出することにより申請します。

ア 提案書類について

(ア) 試験事業概要書（様式 1）

(イ) 提案書（任意様式）

対象施設で行う試験事業の詳細な内容について、「7 提案要件」を踏まえて記載してください。

(ウ) 使用希望者の概要（様式 2）

(エ) 誓約書（様式 3）

イ 提案書類の提出方法について

(ア)と(イ)は次のメールアドレスヘデータで提出してください。

(ウ)と(エ)はそれぞれ 1 枚ずつ次の提出先まで郵送または持参してください。

※データの容量が 20GB 程度を超える場合はメールの受信ができない可能性がありますので、事前に「14 お問い合わせ」までご連絡願います。

(3) 提出先

〒020-8530

住所：盛岡市内丸 12-2 盛岡市財政部資産経営課
メールアドレス：sisankeiei@city.morioka.iwate.jp

(4) 提出期限

事前相談を終えたうえで、事業実施希望日のおよそ 1 か月前を目途に提出してください。

※ 持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までとします。

10 提案審査

(1) 提案審査

市は提案書類に基づき審査し、その結果を使用希望者に通知します。

なお、審査結果に対する異議は申し立てることができません。また、審査の経過や内容、結果についての問い合わせには、一切応じません。

※ 提案審査は、使用者を 1 者に特定するものではありません。

(2) 選定の取り消し

使用希望者について、提案書類に虚偽の記載があった場合や著しく社会的信用を損なう行為により、対象施設を使用して試験事業を実施することについて、市がふさわしくないと判断した場合は、その者を選定の対象から除外し、又は使用者の決定を取り消すことがあります。

11 試験事業実施に向けた事前準備等

試験事業の開始前に、資産経営課及び対象施設所管課との間で、試験事業の実施に必要な条件等を確認するための事前協議等を行うこととします。

12 試験事業の実施

(1) 普通財産借受申込書の提出

提案の内容及び事前協議により取り決めた事項に基づき、試験事業開始の 30 日前から 14 日前までの間に、盛岡市財務規則に規定する「普通財産借受申込書」を提出していただきます。また、貸付にあたっては、別途契約書を交わします。

(2) 試験事業の実施

- (ア) 利用にあたっては、トライアル・サウンディングを実施する事業者（以下「事業者」という。）の責任において、関係法令及び法令適合等を確認すること。
- (イ) 利用にあたり市が必要と認める場合には、地域住民等への事前説明を行うなど、誠実な対応により地域住民等と円滑な関係を築くこと。
- (ウ) 周辺環境に与える影響（騒音、振動、臭気、景観、交通渋滞等）に十分配慮すること。
- (エ) 地元事業者等との連携・協調に努めること。
- (オ) 水道、電気、ガス等の使用については、利用前に設備・配管等の設置状況について

確認をとること。

- (カ) 事業者の責任において十分な安全対策をとり、事故等が発生しないよう最大限配慮すること。

(3) モニタリング

事前協議において、市及び使用者の双方が合意した場合、市が試験事業中にモニタリング調査を行うことがあります。

その場合、使用者は当該モニタリング調査に協力することとします。

(4) 試験事業の中止

申請した使用内容に反するなど、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、市からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、試験事業を中止することがあります。

13 試験事業の報告

(1) 実績報告書の提出

試験事業期間の満了後速やかに、試験事業の実績報告書「実績報告書（様式 4）」を提出してください。

(2) ヒアリング調査

実績報告書の内容を基に、ヒアリング調査を行います。

なお、ヒアリング調査の実施日時については、実績報告書の提出後、通知します。

(3) 実績報告の公表について

試験事業の実施実績について、使用者と協議の上、内容の一部を公表する場合があります。

14 お問い合わせ

〒020-8530 盛岡市内丸 12-2

盛岡市財政部資産経営課 TEL 019-603-8007

メールアドレス sisankeiei@city.morioka.iwate.jp